

## 令和4年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会議事録

1. 開催日時：令和4年5月11日（水）14時から14時45分まで
2. 開催場所；松戸市役所 新館7階 大会議室
3. 出席委員：委員 恩田 忠治  
委員 戸田 栄造  
委員 安蒜 正己  
委員 高橋 俊夫  
委員 安達 和之  
委員 黒澤 充孝  
委員 神崎 伸介  
委員 上野 真一  
委員 市毛 一己
4. 傍聴者：0名
5. 出席職員：市民安全課長 米澤 和宏  
参事補 飯箸 悠介  
課長補佐 鈴木 健  
課長補佐 豊田 直之  
主査 佐々木 史範  
主任主事 岩田 惇史  
主任主事 真中 恵介  
主事 内山 雄太  
廃棄物対策課長 関戸 洋史  
課長補佐 會田 雅施  
健康推進課長 渡邊 剛史  
保健師 松田 祭

### 6. 議事

(事務局)

只今より「令和4年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会」を開催いたします。

なお、松戸市商店会連合会監事 武藤武久様及び松戸工業連合会理事 佐川清様におかれましては、欠席の連絡がありましたので、ご報告させていただきます。

それでは、本協議会を担当する市職員について、ご紹介させていただきます。

(事務局：職員紹介)

市民安全課長 米澤 和宏  
市民安全課参事補 飯箸 悠介  
市民安全課課長補佐 鈴木 健  
市民安全課課長補佐 豊田 直之  
市民安全課主査 佐々木 史範  
市民安全課主任主事 岩田 惇史  
市民安全課主事 内山 雄太

最後になりましたが、改めまして司会の真中 恵介です。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

(事務局)

なお、本日、松戸市安全で快適なまちづくり条例に基づく取組みを本課とともに連携して実施しております、廃棄物対策課及び健康推進課にも出席いただいておりますことから、それぞれご紹介させていただきます。

廃棄物対策課 関戸課長です。  
廃棄物対策課 會田補佐です。  
健康推進課 渡邊課長です。  
健康推進課 松田保健師です。

(事務局)

それでは、本日配布させていただきました会議資料につきまして、ご確認させていただきます。

1. 協議会の協議・報告資料
2. 条例関係書類（松戸市安全で快適なまちづくり条例・施行規則・協議会運営規則）
3. 松戸市安全・快適まちづくり協議会名簿
4. 松戸市安全で快適なまちづくり条例チラシ
5. 客引き行為等の規制強化に関する啓発チラシ
6. 条例啓発物資 2点（ウエットティッシュ、マスク）

配布資料については以上でございますが、いかがでしょうか。

(事務局)

本日の議事に入る前に、「松戸市安全・快適まちづくり協議会の組織及び運営に関する規則」第3条第1項並びに第3項の規定に基づき、会長及び会長代理

の選出を行いたいと思います。

まず、会長につきまして、ご指名または立候補される方がいらっしゃればお願いします。

(安蒜委員)

恩田委員にお願いしてはどうか。

(事務局)

ただ今、恩田委員にお願いしては、との意見がございましたが、いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長は恩田委員にお願いしたいと思います。

会長は、会長席までご移動をお願い致します。

会長に就任されました、恩田会長よりご挨拶をいただきたいと思います。

(恩田会長)

ただ今、ご推薦いただきました松戸市防犯協会連合会会長の恩田でございます。

よろしくお願い致します。

本協議会は、松戸市での犯罪発生の防止及びめいわく行為の禁止による安全で暮らしやすい市民生活の実現を目的とした「松戸市安全で快適なまちづくり条例」に基づいて設置されたものであります。

今後も安全・安心なまちづくりをさらに進めていくためにも、委員の皆様のご意見をいただければと思いますので、よろしくお願い致します。

(事務局)

ありがとうございました。次に、会長代理につきまして、恩田会長よりご指名をお願いいたします。

(恩田会長)

戸田委員に引き続きお願いしたいと思いますが皆様いかがでしょうか。

(委員一同)

異議なし。

(事務局)

それでは、会長代理につきまして、戸田委員にお願いいたします。

それでは、議事に入りたいと思います。議長につきましては、規則第4条第1項の規定に基づき、会長にお願いいたします。

(恩田会長)

本日の出席者は9名ですので、協議会運営規則第4条第2項の規定により、本会は成立いたしますことをご報告いたします。

事務局にお尋ねしますが、本日の協議会にあたり、傍聴を希望する方はおられますか。

(事務局)

今回、傍聴希望者はありません。

(恩田会長)

規則第5条の規定に基づき、本日の協議会は公開となっておりますが、傍聴希望者はありませんので会議次第に基づき、議事にはいります。

次第の2番、協議・報告事項(1)路上喫煙対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、協議・報告事項(1)路上喫煙対策について、説明させていただきます。

お手元の資料の1ページをご覧ください。

(1)は松戸市安全で快適なまちづくり条例における喫煙の規制および重点推進地区の指定の経過について記載しております。

(2)は令和3年度末時点での指導監視員による重点推進地区のパトロール回数および過料処分件数となります。

過料件数が前年同期比マイナス131件となっておりますが、こちらについては、継続的な啓発活動や条例周知を行ってきた結果が一因であると考えております。

巡回箇所や回数については、今後も引き続き研究を行い、適切な指導監視に努めてまいりたいと存じます。

2ページをご覧ください。

(3)は、過料処分者の年度別推移を示しております。

過料徴収地区として例年松戸駅東西口が多く見られるのは、他の駅と比較し駅利用者が多いこと、またそれに伴い指導監視員の巡回を重点的に行っている結果と思われまます。

喫煙・ポイ捨ての違反行為は昨年と比べ減少しております。

3ページをご覧ください。

(4)はたばこに関する苦情・要望等となります。

内容や対象地区の内訳は記載のとおりですが、平成30年に指定喫煙所を3箇所撤去した以降、メールや電話は大幅に減少しております。

4ページをご覧ください。

(5)はその他の条例推進活動として、職員による啓発活動等を行った結果を記載させて頂いております。

今後も引き続き効果的な条例推進活動を実施して参りたいと存じます。

以上が路上喫煙対策についての説明となります。

(恩田会長)

説明のあった事項について、ご意見やご質問があればお願いします。

(委員一同)

特になし。

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項(2)客引き行為等対策について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項(2)客引き行為等対策について、説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。

(1) は平成 29 年 12 月に改正した松戸市安全で快適なまちづくり条例の客引き行為等に関する規制について記載されております。

こちらについても、今回初めて委員になられる方がいらっしゃるため、簡単にご説明させていただきます。

以前の松戸市安全で快適なまちづくり条例においては、つきまとい勧誘行為について、拒絶の意思を示す者へ勧誘行為を続けることを禁止としていましたが、実効性を高めるため客引き行為等の規制強化を検討しました。そこで、客引き行為等の定義の明確化（客引き行為、客待ち行為、勧誘行為、勧誘待ち行為）や過料徴収（50,000 円以下）などを盛り込み、平成 29 年 12 月 26 日に改正を行いました。

一部罰則については平成 30 年 4 月 1 日施行にしたことから、これに合わせ客引き指導監視員 2 名を採用し日常的なパトロールを開始しました。

なお、客引き行為等禁止特定地区は重点推進地区のうち、松戸駅、新松戸駅、八柱駅の 3 駅を指定しています。

そちらをまとめたのが 5 ページとなります。

6 ページをご覧ください。

(2) は指導監視員による特定地区のパトロール実施報告となります。

令和 3 年度は、口頭指導が 3 件、文書指導が 1 件となっております。文書指導の 1 件につきましては、口頭指導後に再度違反を繰り返した者に対して行っております。

客引き行為等に関する苦情等は令和 3 年度末において 20 件であり、昨年度と比較し件数はほとんど変わりませんが、依然として松戸駅周辺の客引き行為に関する苦情等が存在することから、過去のご意見等を参考に今後のパトロールに活かしてまいりたいと存じます。

7 ページから 8 ページをご覧ください。

こちらは客引き行為等禁止特定地区である、松戸駅・新松戸駅・八柱駅周辺の店舗従業員等の営業行為を示したものとなります。

違反者への指導件数は先にご説明させていただいたとおりですが、こちらに示した人数は敷地内から声掛けを行ったり、個人を特定しての営業活動を行っていない者がほとんどを占めております。これらの行為は違反行為とならない

ため、引き続き指導監視員による巡回を行い、客引き等に関する周知や指導を徹底してまいりたいと存じます。

9ページをご覧ください。

(3)は松戸市、地区防犯協会、地区関係団体、警察署が合同でパトロールを行った実績となります。

資料に記載のとおり、新型コロナウイルス感染拡大を受け、中止もしくは地元団体への声かけを行わない形での実施となる場合もありました。

また、去年は松戸駅西口周辺において、マスクをしないでうろつく者が目立っていたため、緊急事態宣言解除日から一定期間において松戸駅周辺のパトロールの強化と駅利用者に対して客引きに付いていかないよう啓発を行いました。

続いて、10ページをご覧ください。

(4)は客引き行為等防止指導員の人数となります。客引き行為等防止指導員は本市職員による講習を受講することにより、違反行為に対する指導権限を付与されるものであり、令和3年度末で7名となっております。

(5)は客引きしない・させない宣言店の店舗数となります。客引きしない・させない宣言店は客引きしない旨の誓約書を提出していただき、一定期間指導監視員による調査を経て、問題ないと判断された場合にステッカーを配布するとともに、市のホームページに掲載しております。令和3年度末時点で92店舗となっております。

以上が客引き行為等対策についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(委員一同)

特になし

(恩田会長)

続きまして、協議・報告事項(3)その他事項について、事務局の説明を求めます。

(事務局)

続きまして、協議・報告事項(3) その他報告事項について、説明させていただきます。

資料の11ページとなりますが、年別刑法犯認知件数の推移を載せさせていただきます。

各団体の皆様や警察署、本市の日々の活動が実を結び、年々減少傾向となっております。これに満足することなく、引き続き気を引き締めて防犯活動に従事してまいりたいと存じます。

以上がその他報告事項についての説明となります。

(恩田会長)

事務局から説明のあった事項について、ご意見・ご質問等ありましたらお願い致します。

(安達委員)

松戸市の刑法犯認知件数は減少傾向となっているが、具体的な松戸市の状況を教えてほしい。

(神崎委員)

刑法犯認知件数は、県警全体で減少傾向にあります。凶悪犯罪についても減少しています。昔に比べて情報発信の仕方が発達し、市民に情報が届きやすくなっている。松戸市安全安心メールによって、リアルタイムな犯罪情報が市民に届いている。ただ、松戸市は昨年県内で電話 de 詐欺の発生件数が一位となっており、現在、昨年同時期と比べても、発生件数は多いのが現状となっている。引き続き広報啓発を行い、市民の防犯意識の向上を図り、犯罪抑止に努めてまいりたいと思います。

(戸田委員)

協議会の資料を事前に送付してもらうことはできないか。また座席についてはお互いの委員の顔が見える形で席を配置できないか。メイク松戸ビューティ



フルで清掃活動を始めて30年になるが、ごみが減っていることは事実である。市民の環境問題に対する意識が高まっているように感じる。

5月7日に北松戸にある仲台公園から本郷公園まで小学生を含む36名で清掃活動を行った。一番多いゴミは、タバコの吸い殻であった。参加した小学生が「ゴミ拾いをすることで気持ちが爽やかになった。」「こんなにゴミが落ちているとは思わなかった。」「またやりたい。」等と言ってくれて嬉しかった。このような活動に行政も力を入れてほしいし、他の団体に対して周知活動を行ってほしい。

(事務局)

資料の事前配布については、次回から行いたい。

座席についても、次回から委員同士がお互いに顔が見える形で行いたい。

ゴミと防犯は密接に関係があるので、今後とも環境部と連携して取組み啓発を行っていききたい。

(戸田委員)

新型コロナウイルスの影響もあるだろうが、客引きはだいぶ減った。客引きする側の意識も変わってきているのか、以前はタバコや空き缶が散乱している状態であったが、最近は、自分たちでゴミ袋を用意するようになり、良い変化であると思う。

(恩田会長)

他にご意見・ご質問等はございますか。

(委員一同)

特になし。

(恩田会長)

以上で、予定していました議事を終了いたします。

これで議長の役を終わらせていただきます。ご協力ありがとうございました。

(事務局)

恩田会長ありがとうございました。

以上をもちまして、令和4年度 第1回 松戸市安全・快適まちづくり協議会を終了させていただきます。

(事務局)

本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきありがとうございました。

委員の皆様も引き続きご協力をお願いいたします。本日はありがとうございました。